

平成27年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月9日開会～12月11日閉会

双葉町議会

平成27年第4回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月9日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	5
行政報告	8
議案第72号から議案第84号までの一括上程	11
議案第72号から議案第84号までの提案理由の説明	11
散 会	13

第 2 日 (12月10日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため議場に出席した者の職氏名	16
開 議	17
議事日程の報告	17
一般質問	17

羽 山 君 子 君	1 7
菅 野 博 紀 君	2 2
谷津田 光 治 君	3 0
散 会	4 1

第 3 日 (12月11日)

議事日程	4 3
出席議員	4 4
欠席議員	4 4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 4
開 議	4 5
議事日程の報告	4 5
議案第72号の質疑、討論、採決	4 5
議案第73号の質疑、討論、採決	4 6
議案第74号の質疑、討論、採決	4 7
議案第75号の質疑、討論、採決	4 8
議案第76号の質疑、討論、採決	4 8
議案第77号の質疑、討論、採決	4 9
議案第78号の質疑、討論、採決	4 9
議案第79号の質疑、討論、採決	5 0
議案第80号の質疑、討論、採決	5 0
議案第81号の質疑、討論、採決	5 5
議案第82号の質疑、討論、採決	5 6
議案第83号の質疑、討論、採決	5 7
議案第84号の質疑、討論、採決	5 9
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	5 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	6 0
議員派遣について	6 0
閉 会	6 0

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

27 双葉町告示第16号

平成27年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月19日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成27年12月9日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 羽 山 君 子 君
3 番 高 萩 文 孝 君
5 番 清 川 泰 弘 君
7 番 岩 本 久 人 君

2 番 白 岩 寿 夫 君
4 番 菅 野 博 紀 君
6 番 谷津田 光 治 君
8 番 佐々木 清 一 君

○不応招議員（なし）

平成 27 年第 4 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）午前 10 時開会

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告
- 日程第 4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 議案第 72 号 専決処分の承認について
専決第 7 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 73 号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 74 号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 75 号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 76 号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 77 号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 78 号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 79 号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の締結について
- 日程第 14 議案第 80 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 81 号 平成 27 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 82 号 平成 27 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 83 号 平成 27 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 84 号 平成 27 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティ センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、高萩文孝君、4番、菅野博紀君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月2日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月11日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

(産業厚生常任委員長 高萩文孝君登壇)

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 皆さん、おはようございます。産業厚生常任委員会の閉会中の継続調査報告をいたします。

平成27年12月4日、双葉町議会議長、佐々木清一様、産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。(1)、双葉町内の道路及び橋梁等の調査について、(2)、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成27年11月4日（水）午前9時50分から午後2時56分。平成27年11月26日（木）午前9時50分から午前11時15分。場所、双葉町役場いわき事務所及び双葉町内。出席委員、高萩文孝、羽山君子、清川泰弘、岩本久人。欠席委員、なし。説明員、猪狩浩産業建設課長、渡邊啓晃産業建設課主幹兼復旧復興係長、関根浩二産業建設課課長補佐兼建設係長。

3、調査の内容。双葉町内の道路及び橋梁等の調査についてであります。11月4日と26日の2回にわたり調査を実施しました。

今回の調査は対象を絞り、町道については新山・鴻草線、高万迫取付1号線の2路線を、橋梁については長塚地区の大門橋、戎川橋、町西橋、山田地区の富沢橋、中間貯蔵施設予定地内保管場への試験輸送ルート内にある三字地区の前田橋の5橋梁とし、対象とした町道及び橋梁について担当課から被災状況の説明を受け、あわせて担当課同行の上、現地調査を実施しました。

まず、町道の状況についてであります。新山・鴻草線については、公共下水道マンホール周辺沈下の被害を受けたが、マンホールの調整を行い、周囲の補修を実施したとのことである。また、通行に支障がある道路側に倒壊した家屋の撤去も国において進めており、撤去後に道路の除染を行うとのことである。高万迫取付1号線については、路肩、道路に大きく崩壊しており、復旧にはかなりの時間がかかると思われるが、現在試験輸送ルートとなっている下条・細谷線の代替道路としての復旧を行えば輸送も安全に実施できるため、町道ではあるが国に対して道路の復旧を強く要望すべきである。

次に、橋梁についてであります。大門橋については、桁移動、橋台側パラペット損傷などの被害を受け、通行どめとなっている。戎川橋については、橋取付部の沈下、河川側擁壁沈下、袖擁壁沈下、袖擁壁にクラック発生などの被害を受け、通行どめとなっている。町西橋については、橋台沈下、パラペット傾斜などの被害を受け、通行どめになっている。上記橋梁については、町の復旧復興のためにも重要な橋梁と考えられるため、優先順位をつけ、町の復興計画との整合性を図り、橋梁のかけかえも視野に入れた整備を検討すべきである。富沢橋については、震災以前の災害で上部工に被害を受けたが、復旧工事により車両の大きさ、重量等の制限を設け、通行ができていた。今回の震災でも被害を受けたが、通行には支障がない状況となっている。前田橋については、昭和10年につけられたも

ので、町では震災以前から橋の老朽化によるかけかえの検討を進めてきた橋で、今回の震災で橋取付部陥没、親柱傾斜、下部工橋台にクラック発生などの被害を受け、橋取付部の補修を行い、車両の通行には支障がない状況となっている。現在、中間貯蔵施設予定地内保管場への試験輸送ルート内にあり、大型車両が通行している。それと並行し、国において橋の構造及び強度の調査を実施しているとのことである。国からの連絡によると、現地において、鉄筋の太さ、間隔、コンクリートの強度などの調査を行い、構造は大正15年の内務省橋梁標準仕様によりかけられたもので、当時の橋梁としてはかなり強固な部類に入り、10トントラックに荷物を積んだ状態で最大20トンまで通行するにも十分耐えられる構造とのことであるが、最終調査報告は12月中旬になるとのことである。現在の試験輸送では通行台数は少ないが、今後本格輸送となると通行台数が大幅にふえ、現状では通行可能な構造とのことではあるが、橋の年数、震災による被害の状況から、橋梁自体の安全性及びルート周辺の住民の一時帰宅のみならず、町内への一時帰宅の安全確保を考えた場合、直接国道288号線から山田・郡山線接続の専用道路の整備を強く要望すべきである。

以上、今回対象を絞り調査を実施しましたが、町の復旧復興については道路を含めたインフラ整備が重要な鍵を握っているので、優先順位での整備を進めるべきであり、また輸送道路については、住民の一時帰宅の安全確保を図るために、新設も含めた道路整備によるルートの見直しも必要と考えられるので、国に対して強く要望すべきであるとの委員の一致した意見である。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君）　常任委員長にお尋ねいたしますが、まず同行した職員からこれらについての、今まで議会なりで質問してきたことに鑑み、どんな話があったかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君）　3番、産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君）　谷津田議員の質問にお答えします。

一応、委員会としまして、写真等資料をいただきまして、それに基づき現地に行きまして、こういう状況というご説明を承っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君）　6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君）　今までの議会の中で、前田橋に限って言うと、強度足りないのではないかと、試験輸送だって余りあそこを通行するにはよろしくないのではないかとというような質問をしてきました。ですから、職員は当然そのことは知っているはずなのですね。議会の常任委員会としてそこへ行って調査しますと言って、一体どういう説明をしてくれるのかなと本当興味があるのです。私らは危ないのではないかとっているのに、大丈夫ですと言って車通しているわけだから、現実には富沢橋にしたって、問題あってなかなか山田・郡山線、288号まで取りつけることができなかった事業である

けれども、今の段階ならば何とかできるのではないかと。それをつくれば、中間貯蔵の予定地に運ぶあの黒い袋だって、運ぶにはそんなに問題はなく運べる。前田橋通るより、富沢橋をやっぱり新しくかけかえ、山田・郡山線拡幅改良すると、心配は1つ減るわけですから。そういうことを同行した職員が常任委員の皆さんに詳しく説明してくれたかどうかなのです。町も、私ら町道改良予算って、補修予算ってとっているにもかかわらず、ほんのちょびちょびで余り、町道まだ補修までいっていないような予算のとり方で、どこに使うのかなと逆に私らのほうが心配するぐらいの予算額しかないわけです。ですから、町長イコール職員ですから、職員の説明がどれほど重要かということなのです。我々が言っているのを理解していただいているかどうかです。ただ同行して説明でなくて、今までの経過を踏まえた中での説明をしっかりしていただいたのかどうかを最後に聞いておきます。

○議長（佐々木清一君） 産業厚生常任委員長、高萩文孝君。

○産業厚生常任委員長（高萩文孝君） 一応報告書にもちょっと記載しておりますが、国からそういう大正15年の内務省の橋梁標準仕様というので、12月の中旬くらいにその最終報告が来ると。役場職員の方もですね、90度曲がるわけですよ、288から、そういうのもやはり役場職員の方もそういう認識でいられると私的には理解しております。私どもの委員会報告としても、委員の皆さん4人で、こういうことでちょっと問題ではないかという意味で報告させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。

平成27年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

9月19日、第9回市町村対抗福島県軟式野球大会が本宮市しらさわグリーンパークで開催され 10月17日には第2回市町村対抗福島ソフトボール大会が相馬光陽ソフトボール場で開催されました。軟式野球、ソフトボールともに1回戦で惜敗しましたが、選手の皆さんの復興への願いが込められた元気いっぱいのプレーに勇気づけられたところであります。

10月20日、21日の両日には、郡山市民プラザ・ビックアイで、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催により第28回双葉町総合美術展と第2回双葉町民作品展覧会が開催され、多くのすばらしい作品が展示されました。会員を初め、出品されました皆さんのご労苦に感謝申し上げます。

10月24日、25日両日には、勿来地区文化協会のご支援により、勿来市民体育館で開催された勿来地区総合文化展において、第2回双葉町民作品展覧会を開催しました。今回は、町立小中学校の児童生徒を初め、いわき市、加須市などから町民の皆さんの作品144点が出展され、勿来地区の市民の皆さんとの文化交流を図りました。

10月31日には、幼稚園、小中学校による「梅檀祭」が町立幼少中学校仮設校舎体育館において開催されました。子供たちが一生懸命練習を重ねたせんだん太鼓の演奏や英語劇など、学校ごとの演技発表は、参観された皆様に大きな感動を与えていただきました。

11月3日には、平成27年度双葉町表彰式を挙行いたしました。今回の表彰式では、永きにわたり選挙管理委員会委員としてご活躍され、本町の選挙の円滑な執行に多大な貢献をされた2名の方々に功労章を、さらに永きにわたり社会教育委員として町教育行政に貢献された1名、町スポーツ推進委員として貢献された1名、消防団員として永きにわたりご活躍いただきました3名の方々、町職員7名に永年勤続表彰をそれぞれお贈りいたしました。さらに、町財政調整基金に多額の金員をご寄附いただきました1社、町立学校の教育振興のため暖房器具、複写機をご寄附いただいた1団体、震災直後より公用車の少ない中、自動車のご寄附をいただいた7社、さらに町の行政事務支援のため文書裁断機のご寄附をいただきました1社に感謝状を贈呈させていただきました。

11月15日には、第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が、白河市陸上競技場から福島県庁までの16区間、95.1キロメートルで繰り広げられました。今回は、北塩原村で2泊3日の合宿を行い、心をつちにして大会に臨み、双葉町選手の力走を見せていただきました。選手の頑張りは、町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたものと思います。監督、コーチ、選手、そしてご支援いただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

11月21日には、震災後3回目となる平成27年双葉町消防団秋季検閲式を、町立幼少中学校仮設校舎体育館で開催いたしました。団長の指揮のもと、閲団と通常点検が行われ、その士気の高さを確認いたしました。

10月14日から11月17日にかけて、福島県内7カ所、福島県外7カ所の計14カ所で町政懇談会を実施し、町民の皆さんが各地に避難している中、286人の方々に出席いただきました。今回の町政懇談会では、双葉町復興まちづくり長期ビジョンのほか、除染や中間貯蔵施設、原子力損害賠償などの町政全般について、町民の皆さんから多くのご意見、ご要望、ご質問をいただきました。懇談会で出されたご意見等を今後の町政運営に反映させるべく、検討を深めてまいる考えであります。

野生動物の駆除対策につきましては、8月より環境省と福島県が町内に箱わな15基を設置し、捕獲を行っており、11月末現在でイノシシ55頭を捕獲しております。イノシシ等の家屋等への侵入の被害

が増大しており、引き続き国、県に対し捕獲の実施とわなの増設を要請しているところであります。

10月7日、環境省発注の本格除染仮置き場で使用する遮蔽土のうの運搬中に、双葉町内の国道6号でトラックの横転事故が発生し、4時間にわたり通行止めなどの通行規制がしかれました。このことを町としては重く受けとめ、10月13日に丸川環境大臣に対して議長とともに再発防止等の申し入れを行いました。11月24日に中間貯蔵施設予定地内保管場で使用する遮蔽土のう運搬中に富岡町内の国道6号で追突事故が発生したため、再度事故防止の徹底を強く求めたところであります。中間貯蔵施設につきましては、これまで整備予定地内の双葉町保管場への試験輸送で8市町村からの搬入が終了し、12月7日現在5市町村から搬入中であります。

町の復興に向けた取り組みであります。双葉町復興町民委員会における議論を引き続き行っております。これまで高齢者等福祉部会、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会をワークショップ形式で各5回、また復興産業等拠点部会に設けた新産業創出分科会を3回開催し、各部会において部会ごとの検討課題や意見等を盛り込んだ最終報告書が取りまとめられました。これを受けて今後は、復興町民委員会において各部会の最終報告書について議論を進め、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画書、双葉町内復興拠点基本構想、再生可能エネルギー活用推進計画に反映させるための提言書の取りまとめを行っていく予定であります。

また、復興祈念公園につきましては、県が設置した「復興祈念公園あり方検討有識者会議」の第1回目の会合が10月9日に開催され、私も行政委員として出席いたしました。私からは、復興祈念公園の議論を深めていくため、学識者委員が町内の現地視察を行うことと、住民意見反映のために町民から意見聴取を行うことを求め、いずれも要請どおり実施されたところであります。

復興祈念公園の基本構想の取りまとめに当たっては、現地視察の結果や、住民意見を踏まえながら、地震、津波、原子力災害という未曾有の複合災害からの教訓、犠牲になられた方々の追悼と鎮魂、復興への強い意志等をしっかり発信していくことが必要でありますので、復興まちづくりとも連携させながら、多くの方々が訪れる施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅の進捗状況につきましては、用地契約をほぼ終えた状況で、平成29年度後期の入居開始に向け、用地造成、建設工事の準備が進められているところであります。10月28日には造成工事の発注公告が行われ、来年1月には施工業者が決定する予定との報告を受けております。引き続き県に対して早期入居が可能となるよう強く求めてまいります。

さらに、勿来酒井地区の木造戸建て80戸分については、準備が整い次第、速やかに入居募集を行うこととなりました。詳細が決まり次第、町民の皆さんに周知を図ってまいります。

町立幼稚園・小中学校の園児・児童生徒数は、平成27年度当初17名でありましたが、12月8日現在で22名となっております。今後も園児・児童生徒の増加に向けて取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。専決処分の承認が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、協定の締結が1件、補正予算（案）が5件、合わせて13件とな

りますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて、行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第72号から議案第84号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第72号から日程第18、議案第84号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第84号までを一括上程いたします。

◎議案第72号から議案第84号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第72号から議案第84号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○議長（佐々木清一君） 第4回双葉町議会定例会議案上程の提案理由を説明をさせていただきます

議案第72号 専決第7号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額98億4,952万9,000円のうちで歳出の補正を行いました。総務費の一般管理費に公用車修繕料など110万1,000円、民生費の災害救助費に応急仮設建物現況調査業務委託料20万円、教育費の保健体育費に職員手当14万6,000円をそれぞれ追加いたしました。これらに伴い、予備費を144万7,000円減額いたしました。

議案第73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第74号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、個人番号カードを使用して、行政キオスク端末により印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするため改正するものであります。

議案第75号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、字句を改正するものです。

議案第76号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。これは原子力発電施設等立

地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、原子力発電施設等立地地域における不均一課税軽減の適用期間について改正するものです。

議案第77号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。これは個人番号カードを使用して行政キオスク端末により住民票や印鑑証明書等の交付を受ける場合には規定の手数料を徴収することとするため、改正するものです。

議案第78号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、字句を改正するものです。

議案第79号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の締結についてであります。これは、双葉町大字寺沢地内の追加インターチェンジ整備に係る建設工事及びその工事に必要な調査、測量、設計等に関する工事協定を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第80号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,253万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は98億1,699万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、町民税の増などにより8,017万1,000円を追加いたしました。地方交付税は、特別交付税の増により1億5,644万1,000円を追加いたしました。国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金など1億1,127万5,000円を減額し、県支出金は地域医療介護総合確保基金事業補助金などの減により3,719万7,000円を減額いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金の減及び中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金繰入金の増、合わせて4,569万円を追加いたしました。また、町債は、臨時財政対策債1億8,900万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。民生費は、災害救助費の中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金に係る事務経費の追加、双葉町内防犯・防災パトロール事業の業務委託料や家屋被害認定調査業務委託料の減など、合わせて8,057万3,000円を減額いたしました。土木費は、道路橋梁費の常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業負担金の減など2,330万円を減額いたしました。また、期間を平成27年度から平成28年度までとする中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業に係る債務負担行為を追加いたしました。

議案第81号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ267万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は17億5,855万5,000円となります。

歳入の主なものは、療養給付費交付金が1,765万円の追加、共同事業交付金が1,216万4,000円の減額、繰入金が事務費及び出産育児一時金の増加により408万1,000円を追加いたしました。

歳出の主なものは、総務費が事務費等の増により114万6,000円の追加、保険給付費が療養諸費の減及び出産育児諸費の増、合わせて260万円を減額いたしました。

議案第82号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億587万2,000円となります。

歳入は、一般会計から繰入金3万円を追加いたしました。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費に3万円を追加いたしました。

議案第83号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,141万円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億8,283万8,000円となります。

歳入は、介護給付費の増などにより国庫支出金1,100万円、県支出金1,278万7,000円、一般会計からの繰入金762万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、職員手当等及び共済費の増により総務費が13万3,000円の追加、介護サービス等諸費などの増により保険給付費3,127万7,000円を追加いたしました。

議案第84号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ129万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2,680万9,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金129万2,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金129万2,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時35分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 7 年第 4 回双葉町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日（木曜日）午前 9 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

1 番 羽 山 君 子 君

4 番 菅 野 博 紀 君

6 番 谷津田 光 治 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティー センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時05分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番、来年度の重点事業について。予算編成の時期を迎え、平成28年度の重点事業は何かを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、来年度の重点事業について。予算編成時期を迎え、平成28年度の重点事業は何かとのおただしであります。平成28年度は震災から5年が経過し、避難生活が長期化する中で、まず町民の生活支援に係る新たな事業を進めたいと考えております。町民が全国各地で避難を余儀なくされる中、避難生活に伴って発生する移動経費などの負担軽減に係る事業を新年度よりスタートさせたいと考えております。この財源は、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の活用を考えております。

次に、重点的に取り組むこととしては、町内除染の加速化と、それに伴うインフラの復旧、復興拠点の整備であります。除染は、環境省の直轄事業であります。町内の復旧復興の大前提でありますので、しっかりと国へ求めていると考えております。その上で、復旧復興に係る事業に関しては町が取り組むもの、県や国が事業主体となるものの整理をして、町の財源負担ができるだけ少ない形での予算案を今後お示しさせていただきます。また、将来の双葉町を担う人材育成の観点から、町立学校の充実を含む教育にも力を入れたいと考えております。

なお、現在復興町民委員会及び高齢者等福祉、町民コミュニティー、復興産業等拠点の各部会で検討が行われている分野はもちろん、町政懇談会でいただいた意見や要望、住民意向調査における町民の皆様のご意向等も踏まえて、重点事業及び平成28年度予算案をお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長は、町民の生活支援とか町内除染、ましてや人材育成事業等にいろいろ来年度の予算を考えているようですが、報道によりますとある自治体では、長期避難者生活拠点形成交付金を使って土地を買い上げ、町民のための復興住宅を計画され、地鎮祭も終わったようですが、町自体も町民のために目に見える形の何か計画があったら大変よいのではないのでしょうかと思います。1番はこれで終わります。

2番、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。自由度の高い交付金を活用し、避難生活の再建支援やその事業計画などを考えるべきと思うが、町長のお考えを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。自由度の高い交付金を活用し、避難生活の再建支援やその事業計画などを考えるべきとのおたかしであります。中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る幅広い事業を実施することを目的として交付されたものです。

この交付金を活用した避難生活の再建支援につきましては、町民の皆様の生活実態を踏まえ、この間対象経費や事務手続等について、国、大熊町との協議を進めてきたところであります。現時点では、平成23年3月11日時点で住民登録のあった方を対象として、世帯ごとに世帯人数掛ける年間10万円を上限として、当面10年間にわたり各世帯からの申請に基づき、生活再建等に要した費用の一部を補助金という形で交付していく方向でまとまりつつあります。対象経費としては、役所への手続や住民間の行き来などのために要した交通費、宿泊費や避難先で住民登録すれば受けられるはずのサービスとの差額、高齢者、障がい者、妊婦などの方々が通院などのためにタクシーを利用した場合の一定額を超えるタクシー料金、福島県産品購入費、子供を学習塾やスポーツ教室などに通わせた場合の授業料等の一部、就業に向けて資格を取るため専門学校などに通った場合の受講料等、幅広いメニューから選んでいただくことを考えております。また、交付開始については、平成28年度からを予定しており、

その準備のため本議会に上程した一般会計補正予算（案）に事務的な経費を計上させていただいたところでは。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 町民の厳しい避難生活の支援や再建のためにいただいた交付金ですので、目に見える形で早急に活用していただきたいと思っております。できれば389億円の利息が何%かと、2 番目、交付金の使用はいつごろからかというのと、あと3 番目として9 項目に対する事業の内容と交付金の割り振りについて、現時点での計画があればお尋ねしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

総務課長から説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 船来総務課長。

○総務課長（船来丈夫君） まことに申しわけございませんが、まず389億円の利息、今資料をちょっと持っておりませんので、後で説明をさせていただきたいと思えます。

あと、今ありました9 項目についてですけれども、この9 項目のうち今回5 項目につきまして、生活支援というような形で経費を組ませていただきました。それで、その詳細については、今大熊との最終調整、また国とのやりとり等をやっておりまして、これは決まり次第、詳しいことにつきましてはまた皆様のほうにお示ししたいと思えますので、ご理解のほどお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） それでは、3 番目に移りたいと思えます。

除染廃棄物の搬入に伴う交付金等について、9 月の定例会において将来の町の財政確保のため搬入交付金を求めることについて、隣町と協議、検討すると答弁をいただきました。その後、進展があったか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、除染廃棄物の搬入に伴う交付金等について、除染廃棄物の搬入に伴う交付金等を求めることについて進展があったのかとのおたかしであります。このことにつきまして9 月議会の羽山議員のおたかしに對しまして、今後の町の復興や地域振興等に要する財源の確保のため、中間貯蔵施設への搬入に伴う交付金等を求めていくことも財源確保の一つであると思えます。しかしながら、中間貯蔵施設への搬入に特化した交付金を求めることは、国から交付金等の使途に対する制限等を付されることも懸念されます。このことにつきましては、同じく中間貯蔵施設を抱えることとなる大熊町とも協議し、両町で慎重に検討していく必要があると思えておりますと答弁したところであります。

交付金等につきましては、両町の課題であり、現時点での取り組みとしては、両町の担当者間で課

題の共有を図っているところであります。交付金等の確保については、一得一失な面もあり、それを見きわめる必要があります。また、その確保のため事務手続についても非常に難しい面があり、容易に事を進めることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 今国は、地方交付税の算定の見直し、またこれから始まる東京電力さんの償却資産の減額、そしてさらに避難しているために私たち住民税の減。やはりますます厳しい自主財源の確保になっていくのかなと思っていますけれども、そんな中でやっぱり意見書の中にも書いてありますが、依存財源が9割ですと書いてあります。やはりフレコンバッグ交付金はどうしてもいただきたい交付金です。なぜかといいますと、中間貯蔵の先ほどの影響緩和交付金の中にも、フレコンバッグで運ぶことによって我々がいろいろな迷惑をかけることについてのことは一切書かれておりません。どこに、その交付金の中に、フレコンバッグを搬入するためにこの交付金は出しましたよということがあれば、私はそれは質問することもないのですけれども、確かにどういう制限が来るとか、そういうのは後で考えることであって、まず出してみないことにはわからないのではないかなと思うのです。やはりこれほど避難して、皆さん町民が苦しんでいるわけですから、やはり私たちのふるさとに運ぶフレコンバッグが全然被害のないとは言えませんので、ぜひその辺は再度にわたって要望をお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、4 番に移りたいと思います。高齢化対策について、中通りや県外に高齢者等の施設やコミュニティセンターなど整備されるのか、町長のお考えを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、高齢化対策について、中通りや県外の高齢者等の施設やコミュニティセンターなどを整備するのかとのおただしであります。現在要介護、要支援認定を受けている方々は、その認定区分により避難先において居宅介護支援事業所や地域包括支援センターを介して、在宅や施設で利用できるサービスを利用しております。

まず、介護施設等の対策であります。社会福祉法人ふたば福祉会が主体となり、平成29年度開設に向け、いわき市錦町に特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを開設するために事業を進めているところであります。この施設が開所されますと、入所に40床、短期入所生活介護、いわゆるショートステイ10床並びにグループホーム9床の利用が可能となり、町民の方々の利用希望に十分対処できるものと考えております。

福島県中通りにおいての対策ということですが、町としては全体を見て、施設入所への待機状況の把握を引き続き行うとともに、双葉町と同じ境遇にある双葉郡内町村との情報の共有化を図り、利用者のニーズを確認しながら、条件が整えば民間事業所の活用を進めてまいります。県外の対策につきましては、町の包括支援センターとともに介護サービス利用を希望している方々の把握に努め、本人及びご家族の方の相談を受け、避難先の居宅介護支援事業所等と調整を図っていきたいと考えており

ます。

次に、介護を必要としない高齢者の方々の利用できる施設であります。介護予防事業の一環として、町では郡山市と加須市に、県はいわき市南台にサポートセンターを開設し、それぞれが双葉町社会福祉協議会に運営を委託し、総合相談や健康運動教室、手芸教室などのサロン事業を展開し、高齢者の集いの場づくりを展開しているところです。また、原発避難者特例法により避難先の自治体の協力をいただき、介護予防教室への参加を促していただいているところです。町政懇談会等で町民の方々からご意見、また双葉町復興町民委員会からの提言書を踏まえ、今後必要とされる事業を検討し、高齢化対策を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 中通りや県外に避難していらっしゃる高齢者も、長期避難のために不安を抱きながら生活しているのではないかと思います。小規模でもグループホームでも整備ができないものでしょうか。

つくっても施設の需要がないと聞きましたが、要介護3以上の方が8月かな、私いただいたときに51名いらっしゃっていて、要介護3ですよ。その予備軍となる方もいると思います。皆さん、それぞれ他町村の施設を利用しているので、今のところはよそに皆さん移っていらっしゃるの、まだそんなに町に対してあれはないかと思うのですけれども、でもどこの町でも施設は満杯です。けさのテレビのニュースを皆さん聞いたと思うのですけれども、やはり同じことを話しています。もう満席です。特別養護老人ホームは満席でどうしようもない状態だという話をしております。安倍総理も施設の確保に力を入れると報道されておりますし、やはり避難している私たちのことを一番最初に考えてほしいです。

確かに予備軍の方でもまだ軽い方は外に出て運動したり、いろいろなことができます。でも、もう入院しておられて、退院されるとき、どこに行くかということをやれば、同じ町の顔を見て、そこでやっぱり生活したいと思うのは本音だと思うのです。そんな中で、まだ全然考えていらっしゃらないようですけれども、この中間貯蔵等にかかわる交付金の中にも7番の中に福祉対策事業というのがあります。やはりこういうことを活用すれば、せめていわきにつくると言えますけれども、いわきに40床と言いますが、今51名の要介護3がいると。そうした場合に、11名はどこに、よそに皆さん頼んでやってしまうのか。町としてそれは成り立って、いつまでもよその町に頼むということは、地方交付税とかいろいろもらっているにもかかわらず、やはり自分の町で自分の町民、今まで一生懸命働いてくれた人への感謝の気持ちもあつたらよいではないかと思います。

それと、この前復興委員会に参加させていただきました。そのときに、やはり施設、自治会に入らなくても利用できるようなコミュニティー施設があつたらいいなという話を聞きましたので、介護施設とコミュニティー施設です。これはぜひいわき、中通り、県外にかかわらず、やはりいわきもないですね。皆さん集まって、自由に集まってできる場所というのは。だから、やっぱりそういうことを考

えたときに、何のためのこの交付金をいただいているのかなと。確かに皆さんにいろいろ帰ったときにとか、あれしたときという、年間10万円ですか、いただけるまでのことはありますけれども、やはり目に見える何か大きなもの、大きなものと言ったらおかしいですけれども、少子高齢化と今もう皆さん、皆さんはまだ若いですが、私なんかは半分もう高齢化になりましたので、やはりそこを考えたときに、今一番必要とされている高齢化福祉対策事業というのは、やっぱり町長としてももう少し考えていただきたいと思っています。

いつも私、この3番のきょうの一番最初に聞きました3番目の中にも全然入ってもおりませんね。来年度の重点事業は何ですかと聞いたときに3つだけです。やはりもうちょっと高齢化に向けて何も考えられないのかなと私はいつも思っているのです。その辺はこれからどうしても、それも重点的にお願いしておきたいと思っています。来年度の事業、これから予算、まだ決まる途中だと思うので、ぜひ入れていただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従って一般質問したいと思います。

まず、1点目の中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設のテスト搬入が続いていますが、用地買収も進んでいないようですし、交通事故が2回起きています。双葉町内の事故では、4時間もの通行どめで、迂回路もなく、対応や計画に無理があるように思います。事故後、中間貯蔵施設環境安全委員会の開催もなく、説明責任がなされていないように思いますが、今後の双葉町としての対応をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1番目の中間貯蔵施設について、中間貯蔵施設へのテスト搬入に関しては、交通事故が2回起きていることなどに対する今後の双葉町としての対応についておたただしですが、1回目の事故は本年10月7日、中野地区の除染仮置き場に配置するための遮へい土のうを搬入する際に、双葉町内の国道6号で下請事業者が運転する大型トラックが単独で横転事故を起こし、積んでいた遮へい土のうが散乱しました。事故原因の詳細は、現在警察で調査中ですが、運転手のわき見運転によるものと聞いております。ご指摘のとおり、この事故の影響で国道6号は事故発生から約2時間は全面通行どめ、その後約2時間は片側交互通行となり、全面通行再開まで約4時間かかりました。この事故を町としても重く受けとめ、10月13日に議長とともに環境大臣に対し、安全対策教育の徹底、通行の安全対策の確認

徹底等について申し入れを行ったところです。

2 回目の事故は、11月24日、双葉町内の中間貯蔵施設予定地内保管場に配置するための遮へい土のうを搬入する際に、富岡町内の国道6号で下請事業者が運転する大型トラックが追突事故を起こしたものです。事故原因の詳細は、こちらも現在警察で調査中ですが、同様に運転手のわき見運転によるものと聞いております。町としては、1 回目の事故後に申し入れをしたにもかかわらず、同様の事故が再び起きたことは大変遺憾であり、さらに町民の環境省事業への不信感を増長させる恐れがあることから、環境省に対してこれまでの対策に加えた再発防止の徹底を求めているところです。

また、中間貯蔵施設環境安全委員会については、これまで2 回の開催にとどまっていることから、今後は間隔をあけずに定期的に開催し、こうした輸送に関する問題を初め、事業の進捗や課題、問題点等について地元の意見をしっかり聞く場にするよう申し入れを行っており、現在年内開催に向けた日程調整が行われているものと認識しております。

○議長（佐々木清一君） 4 番、菅野博紀君。

○4 番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。

ちょっと環境省というか、その事故の件に関しては、迂回路、多分事故というのは防げないと思うのです。自分のほうからぶつけていく事故等もありますけれども、ぶつけられるということもあるので、6 号線は単線ですね。片側1 車線ということで、結局住民の要は一時帰宅等に非常に迷惑になるということが一番懸念されることと、ほかの方々があそこを通過するのに4 時間という時間は非常に長いと思います。30分でも、やっぱり仕事をしている人の7 時間半とか8 時間働くうちの半分はとられてしまうわけです。そこで、逆に言えば、環境省に迂回路等の申し入れ等をしないと、結局逃げ道がないというのが一番の事情だと思います。事故の対策も確かに大事かもしれませんが、万が一起きたときの対策ということで、迂回路等は町としてもちゃんと他町村の町長とも話をして、うちの町だけではないので、うちの町ではない隣町で事故が起きれば、うちの町まで渋滞になってしまうという状況になってしまうので、そこら辺をちょっと対策として迂回路、事故は起きてはならないのですけれども、起きるものだと考えれば、迂回路を何とかしてもらうような方向性を話していただきたいなと思います。

あと、私も中間貯蔵施設の環境安全委員会の一員として、まず前に双葉町でやったアスファルトの塗装をやるよという話をしました。それで、その指摘はしました。だけれども、今度はユンボの指摘もしました。ユンボでつってやりますよと。それ自体も対策としてはクレーンを使いますと。あの中と外のクレーン作業、重機でやっていたやつを、実を言うとなくなっているみたいなのです。結局報告、議長も見に行っていたりなんかして、それはだめだよというものをやったら、今度面倒くさくて、面倒くさいのだから何だか、環境省はそれをなくしているみたいなのです。今度は直接トラックが入っていくような状況で、これはもう委員会の視察に行ったときの状況と違うということ、まずもってこれどういうことなのかというようなことがすごく懸念されます。環境省さん自体が何をやっ

ているのだろうと。視察に来るときだけいいことをやっていて、それが終わったら何の報告もなくそのあれがなくなってしまうというのは、これはどういうことなのかなというのがあるので、それもやっぱり町長のほうから、私も委員会さえ開かれればそれは言いますので、町長のほうからもそのあれは聞いていただきたいなと思います。

あと、もう一点ですけれども、これは過去のことに戻るということになってしまうのですけれども、ここに文書等あるのですけれども、福島環境衛生事務所長殿と書いて、これ環境省が実を言うと工業団地の土地、契約ですね、土地使用料無償ともう書いてあるのです。27年の、これは空白でした、もともと。この下の会社名等は伏せさせてもらっているのですけれども、この書類と同じものを持っていて、ある会社は無償、何で無償なのですかという話を聞いたら、説明できないから、ではおたくのは借りませんよというような経過がありました。それは私もずっと話を聞いていてあれなのですけれども、うちの町で、当町で工業団地に、ネクスコさんに年間200万円ちょっとで貸していますね、200万円前後で。当町のものはネクスコさんに震災後もちゃんと賃貸借契約等に移して、金額が出てやっているのですけれども、これは国が例えば無償とこうやって出されれば、環境省というのは国なので、相手も何も言わずに判こを押すしかないのではないのかなと。普通に国が人の土地を借りるときに無償提供を受けるというのも、ちょっとおかしいかなと私は思います。その点について、工業団地というのは双葉の工業団地はうちの町に来てください、誘致しますから来てくださいとやってきていただいた経緯がありますので、そういう面でも環境省のやっていることはちょっとおかしいのかなと。普通にこれやったら、普通の人がそういうふうにやったら、反社会的勢力と変わらないと思うのです。国の職員がやっている、考えていることでこういうことをやるというのは、自分たちもそれと変わらないようなことをしていると思うのですけれども、町長、今後の対策、これに関してもちょっとご答弁いただきたいなと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

3点だったと思いますが、まず1点目の搬入路の事故対策ということで、まず10月と11月、2回にわたって環境省の事業所であります下請の事業所が交通事故を起こしたと。そういったことで、先ほど答弁の中で申し入れた経緯がございます。丸川大臣に、今後の安全対策を徹底してほしいということで、議長とともに申し入れを行ったと。にもかかわらず、11月にまた再発してしまった。そういったことで、町としましては、まず再発防止対策、いわゆるそういった輸送に關しての事故を起こさないような取り組みというのは徹底的にやっていただかなくはないと思っておりますし、今議員からご指摘ありました迂回路の話は、重要性、必要性は十分認識しております、道路管理者であります磐城国道事務所に対して早急に検討するように申し入れを行っております。速やかに交通管理者である警察と協議を行うとともに、環境省に対しても道路管理者として意見を伝えるとの回答を得ております。6号国道は、環境省による中間貯蔵施設予定地内保管場への試験輸送においても使用して

いることから、環境省に対してもさらなる交通安全対策の徹底を加え、同様に申し入れを行ったところでございます。そういったことで、今迂回路の重要性というか、そういうことも町としても十分認識しておりますので、対応をしているところであります。

2番目の保管場内のユンボを使ってフレコンバッグを移動することに対しておかしいのではないかというご指摘だったと思いますが、それをクレーンでやらなくてはならないというふうな話だったと思います。そこに関しましては、議長と私視察をさせていただいて、改善されたというふうに見ておりました。一方、先週自民党の環境安全部会の議員の先生方がお見えになったときに、大熊町の保管場も実際私見てきております。そういったことで、私が確認した中では対応はされていたと思いますが、もし議員ご指摘のようにそういうふうな状況であったならば、改善を求めるような取り組みをしたいと思います。

3つ目の保管場、いわゆる中間貯蔵施設の試験輸送に係る保管場の地権者に対する無償の貸与、土地の無償提供ということで、おかしいのではないかというご指摘だと思います。その点につきましても、町としましては本来無償というのはおかしいでしょうと。本来はお借りしている土地に対して正当な地代を払うというのは、これは誰が考えても当たり前のことだと。一方では、県内たしか43市町村だったと思いますが、それぞれの市町村に保管場があります。仮置き場がありまして、そちらのほうに土地代、いわゆる賃借料を払っているわけですから、そういったものに関して、当然双葉町内の地内にある保管場の地代を無償という考え方というのはそぐわないだろうというふうに町としては思っております。そういったことで、国に対しましてはそういうふうな地権者の意向は無償でもいいという方は当然それは地権者の了解を得られたということで、そこが本人が納得しているのであれば構わないと思いますけれども、そうでない方もいるということを伺っておりますから、そういうふうな対応を納得していない方にはやはり本人の納得できるような対応をするべきだということで、国には申し入れをしております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 私の多分質問が1つ悪かったのかと。2番目のやつは、それ自体のユンボとかクレーンになりましたよという、それ自体がもうなくされているのです。ないのです。視察したときには、ユンボからクレーンにしますよというので、再開しますとかというのがありましたけれども、それ自体がもうユンボもクレーンもなくなっているという状況。だから、視察したときと状況が違いますよ。視察したときだけそれでいいのですかということを僕ちょっと言いたかったのです。だから視察するときにはそういうふうきれいにやっていて、終わったら何の話もなくなってしまうというのは、ちょっとこれは問題ではないのかなということが一つです。

あと、この無償というのは僕もおかしいと思います。これに関しては、1件、ちゃんと無償に対しての説明をしてくださいと言ったら、その説明ができないので、おたくのはお借りしませんと。言えば言ったでそういうふうになるこの国の強さというのが僕にはわからないので、わからないというか、

そういう対応でいいのかと。本当に誠意を持って、公共のために皆さんだっただご協力してくれていると思いますが、実際に震災に遭って、工場移転等いろんなご苦労がある中で、それを無償とか何とか、国は何をを考えているのかなというがあるので、そういう面でちゃんとした町としてのサポートも今後お願いしたいと思います。

2番の東京電力、補償、賠償についてに移らせていただきます。今後の町民に対しての補償、賠償について、8月28日の双葉町議会全員協議会の席上、就労不能損害が終わり、個別の事情、精神的損害も終わりとの回答が東京電力から示されたと思いますが、この回答に対して行政としての対応などあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、東京電力補償、賠償について、8月28日の議会全員協議会の場において、東京電力から就労不能損害、精神的損害に係る賠償が終了するとの回答があったことに対する行政としての対応についてのおたしであります。町としまでも東京電力の回答は到底納得できるものではありませんので、東京電力に対し再三にわたり誠意ある回答を求めているところでございます。

原子力損害賠償紛争審査会中間指針におきましても、指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となること。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受けとめ、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例または類型ごとに指針の趣旨を踏まえ、かつ当該損害の内容に応じてその全部または一定の範囲を賠償の対象とするなど、合理的かつ柔軟な対応と同時に、被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められることが示されております。さまざまな事情で就労できない町民の方の就労不能損害が一方的に打ち切られたり、町の大部分を帰還困難区域が占める状況の中で、精神的損害が終了したりすることは、町としても認めることはできませんので、東京電力は事故の責任者としての責務をしっかりと認識するとともに、被害実態に見合った賠償を確実に行うよう、国、東京電力に対して引き続き強く要求してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

これに関しては、まずここにある個別の事情、（個別の事情）と書かせてもらったのは何で書いたかというのは、個別の事情を聞く場所がないのです、実を言うと。東京電力さんの0120、フリーダイヤルに電話しますね。電話したとしても、そこの業者さんか何かで、上につないでもらいたいと、個別の事情を聞くダイヤルがない。これが真摯と言えるのかどうなのかというのが一つなのです。

あともう一点、大きく言わせてもらえば、東京電力さんの社員で双葉町町民の方々もいらっしゃいます。やっとな家族分は出ましたよ。だけれども、本人分はまだでしたよというような事情もまだいっぱいあります。本当に4年と9カ月、今もうたちますね、10カ月にあした、あさってでなりますけれ

ども。そんな中で避難生活がどれだけ大変かということを僕は東京電力の役員さんたち、国の方々、よく考えていただきたいと思うのです。ただ東電の社員だよと言っても双葉町民には変わらないので、その人たちだけが苦勞するというのはおかしいことだと思うのです。覆土式の話とか、昔、前の話からさせてもらえれば、そういうのもちゃんとやりますよということでいろんな面でご協力したと思います、嫌々ながらも。だけれども、その約束を守っていただけないというのは、やっぱり町民一人一人が避難しているのだよということを東京電力さんと国の方はわかっていないのかなと。町長も議長も一生懸命そこら辺は東電さんとかにも言っていると思いますが、これ本当に速やかにその窓口と双葉町民全体に対しての賠償、補償、いまだかつてまだもらっていませんよというような方がまだいらっしゃるの、そこを速やかにやってもらって、次の段階に進みたい。

次、本当に29年の2月、3月以降のものの話をしなくてはならないし、個別の事情は就労不能損害でもう一つ例があるのは、結局再就職しました。前の給料と誤差があります。それも打ち切られたわけです。ということは、その誤差は個別の事情に僕は該当すると思うのです。でも、その窓口がないから、言うに言えなくている部分がかなりありますし、逆にどれが該当するのかわからないのかというのを示してくださいと言っても当然のこと示していただけないので、そこは町の行政としてしっかりと対応で、町民の方々のサポートも必要なのかなと私は思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、個別案件によって丁寧に対応するというふうな指針の中での明記してございますが、そういったことがなされていないというおたじだだったと思います。そういったことに関して、個別の対応ができていないということがもし事実であるならば、そういった対応ができるような働きかけは今後していかなければならないと思います。また、社員賠償の部分でも、双葉町民、東京電力の社員であっても双葉町民であるということは何ら変わりありませんので、町としましては社員賠償につきましても東京電力の復興本社に強く社員の賠償の取り扱い等を丁寧にするように申し入れをしているところです。そういったことから、聞き取りは始まった。そういったことで、少しずつではありますが、改善されてきているという報告は受けております。

また、町民の中でも今現在、確か私が町長に就任した当時、800人だったと思いますが、本賠償請求がされていなかったと。今現在では約70人まで減ってきたということで、本賠償請求に関しましては少しずつ効果が出てきているなど。ただし、まだ賠償請求していない方が70名いるということで、これを限りなくゼロに近づけるように、町としても丁寧に今後東京電力に対してもそういうふうな申し入れは強くしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 個別の事情ということを8月28日も言っているの、とりあえずそこから進

めなくてはならない方々もいらっしゃるの、この窓口、これがどこなのかというのをちょっと町として示してもらうような方向性もお願いしたいと思います。

あと、本当に双葉町民で賠償できなくている人もいろいろなご事情があると思いますが、理想かもしれないけれども、一人もいないようなふうにしていただけるとありがたいと思います。

3番の双葉町町民の避難生活について。震災から4年以上がたちました。いつまで続くかわからない避難生活ですが、町民交流などに対して今後の対策等あればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町民の避難生活について。町民交流などに対しての今後の対策についてのおただしであります。避難生活が長期化する中、町民の交流を行うための取り組みは重要と考えております。町の取り組みとしては、平成26年度に郡山市、埼玉県加須市、平成27年度はいわき市に町民同士、地域住民とのコミュニティーの維持、確保を図ることを目的として、町民交流施設を開設いたしました。施設の利用者も年々ふえつつある一方、いずれの開設場所も公共交通機関の利便性が悪く、利用スペースも狭いといった課題を抱えておりますが、利用者とともに知恵を絞り、少しでも満足いただける施設運営を目指してまいりたいと思っております。

町民同士の交流の機会としては、日本赤十字社福島県支部主催の避難地域住民交流会が、震災以降、継続して開催されており、今年度は昨年度の倍以上の参加者があったところです。県内の自治会においては、自治会館の交流会開催のほか、避難先自治体の交流を深めるための活動が行われております。また、県外においては、神奈川県とのNPO団体である神奈川避難者とともに歩む会とともに、双葉町交流会ふるさとの集いを7月に横浜市で開催したところであり、来年2月には東京で町民交流会を開催する予定としております。これらの取り組みに加え、行政区総会の開催支援やタブレットによる町民間の交流機会の周知、そして交流する場所の確保、イベントの企画運営等を支援する体制づくりなどに努め、町民交流の活性化を図っていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

このコミュニティー施設等、町長これ12月2日にいただいた町政懇談会の概要についてという中で、私も今郡山に避難していますが、この中の（8）に、郡山市に介護等の福祉施設を設置してほしいという声はかなり大きいです。それで、例えばこれができるのであれば、そこの近くに交流施設等があれば、何かくつついたような施設があれば、非常に僕はいいのかなと。お年寄りから何から集まれるような、老人ホームであったり、グループホームであったり、そこの人たちが交流施設にも行ったり、いろんな人と触れ合えるようなものが欲しいということは、実際に私も言われています。

今本当に人数的には、先ほど同僚議員が51人という話をしました。ただ、それはあくまでも51人ではないと思うのです。今回の震災で要介護の方々が避難して、住所を移してくれと。うちの行政としてはと、ほかの双葉町以外の行政としては、住所を移してもらわないと対応できませんということで

住所を多くの方々が見えない人数、住所を移した方々がかなりいます。私も3人、4人ぐらい知っています。そういう方々も双葉に、また戻ってきたくていう方。先日もちょっとある事件があって、町長なんかはご存じだと思いますけれども、福島に帰りたいということで帰ってきた方々もいますね。そういうご老人の方々も、やはり自分のふるさとの人間、近くの人たちと多分いたいと思うのです。普通にこれ民間でやってくれるというところがあれば、コミュニティーセンターというか、コミュニティーがとれる場をつくって、民間でやっていただけるというところがあれば、そこと協力しながらやっていくのも、僕はこれ一つの手だと思うのです。

今いろいろご説明あった中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金等ありますね。その使い道とかそういうのも、やっぱりお年寄りになると出たり何かというので、それに対応外になる方もいらっしゃるの、予算は大きくとっても、余る分のお金だけでやってもいいし、さっき言った金利、少しでも高いところの金利でそこら辺をやってもらってもいいと思いますし、理想を言えば、国とか県がそういう施設に補助金をつけていただいて、双葉町を本当に僕たちの先輩として、双葉町を守ってきた方々が避難生活でこれ以上苦痛な思いをさせたくないということも僕はあると思うので、そういうような検討とか、そういうようなお考えが万が一あれば、そういう話があれば、やっていくのかやっっていないのか、ご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど羽山議員からもご指摘あったことと関連しておりますが、まずいわき市には双葉町の福祉法人が特別養護老人ホームの立ち上げを今進めているということは、前の答弁でお話をさせていただいたとおりです。一方、いわき市以外の中通りも含めたその地域にいわゆる高齢者の介護福祉も含めた施設の建設の考えがあるかということだと思いますが、そういったことで先ほども申し上げておりますが、双葉郡内の同類の町村と協議をしまして、そういうふうないわゆる希望といいますか、ニーズがあるのであるならば、先ほど議員からお話がありました民間活用も含めた対応はしていかななくてはならないと思っています。いずれにしても、住民の皆さんが不便を感じないような取り組みとしては、町としては今後は対応していかななくてはならないだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ありがとうございます。

郡山といわきの違いというのが、結局当町は避難するときに、余りにもばらばらになったという経緯があります。本当に申しわけないのですが、いわきには役場本庁舎、いわき事務所、一番の今町外から出たところの心臓部があります。あと幼小中学校、それと今度特別養護老人ホームができることになると思うのですが、交通の便等を考えたときに、どうしてもやっぱり関東の方、仙台から来られる方、新幹線、飛行場も近いし、高速道路もあるということで、交通の便等も考えなくてはな

らない部分もあると思うのです。ここからだ、仙台のほうから避難されている方が来るときは、車では高速道路等使えますが、今現時点で電車とかそういうのがないのです。中通りに出たりなんかという部分があって、これがいつ本当にJRのことは復旧してくださいという話はしていますよという要望書等はわかるのですけれども、それだけではなくて、今すぐに対応しなくてはならないようなことだと思います。今すぐ対応したとしても、これは1年とか2年とかかかると思うので、ぜひ町長先ほども言いましたけれども、双葉町、今のご老人の方が支えてくれて、僕たちの代に来ているというのは、これは間違いのないことです。僕たちは双葉で育ってよかったなと思っているので、ぜひご苦労された方々のことも考えて、あと全町民が集められるようなコミュニティー施設等も考えていただけるとありがたいと思いますが、もしご答弁していただけるのであれば、前向きに検討していただきたいと思いますので、その答えだけお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

そういった今議員からご指摘があったものにつきまして、決して町で否定しているものではなくて、状況、ニーズに沿った対応を考えていくというふうに考えておりますし、将来そういうふうなものが必要になってくるということであるならば、先ほどから申し上げておりますように、民間活用も含めて検討していきたい、そういうふうと考えております。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 通告しておきました件について質問いたします。

まず、1点目、双葉町委員会設置要綱についてをお尋ねいたします。双葉町復興町民委員会設置要綱が、平成27年度一般会計予算の決定後に設置され、施行された理由、4月20日設置、さかのぼって13日施行となっております。委員会は、7月30日に設置されたというような報告がありました。これの経緯、ちょっと私には理解できませんので、この辺の理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町委員会設置要綱について。双葉町復興町民委員会設置要綱が、平成27年度一般会計予算の決定後に設置、施行された理由についてのおただしであります。双葉町復興町民委員会についま

しては、平成27年度一般会計当初予算に委員会の設置及び運営に関する予算や同委員会での審議事項に関連する予算を計上し、委員会の設置目的、組織等についてご説明申し上げ、議会の議決をいただいたことから、委員会の設置が可能となったところであります。このことを受け、復興町民委員会を設置するに当たって、部会の設置、所掌事項など、委員会の運営方法の詳細部分をさらに詰め、双葉町復興町民委員会設置要綱を施行したところであります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これ、町長、こういう委員会設置を必要とするということは当然わかっていたわけですから、この復興まちづくり計画を具現化していくために、このまちづくり長期ビジョンをつくったと。これを確かなものにしていくために、これに基づいて町政を執行していくためには、これは必要だということは当然わかっていたと思うのです。であれば、もっと早目に委員会をつくってどんどん。ここに審議になんて、まちづくり長期ビジョンの審議なんて書かれているけれども、審議とは私は思っていないのですけれども、これはどんどん話し合いを進めて、双葉町町民をこれからどうやって導いていくのかということ、町はどうやっていくべきかということをもっと早目にやってほしかったと。どっちみちこれ7月30日に委員会が始まっているわけですから。だから、これだけのことをつくっておきながら、何だか手の表と裏があるみたいな、こうやりたいのですけれども、なかなかやれないところもありますよと、この長期ビジョンには書かれているわけです。帰りたいたいけれども、帰れないみたいな。ですから、もっと早目にしっかりとやってほしかったと思うのです。これはいいです、1問目は。

次に入ります。いっぱいあるので、よろしくお願いいたします。復興まちづくり長期ビジョンの内容、それから9月定例会の町長の答弁の中で質問していきたいと思います。まず、長期ビジョン、復興まちづくり長期ビジョンというのはどこまで、何年先まで見越しての長期ビジョンなのか。

2つ目は、町長は、町への町民の帰還はいつごろと想定されているのか。これ、9月議会の答弁の中でもなかなか面倒くさいという答弁がありましたけれども、でも町長の腹の中、この辺で町民を帰したいという思いがなくて、なかなか前に進みたくても進めない。一日きょうはいいべ、あしたもいいべ、あさってもいいべでは、どのぐらい先を見据えてのこの長期ビジョンなのか、私らも理解しづらいので、どの時期、帰還を町長として想定をしているのかをお聞かせください。

帰還、復興の見通しが明確になっていないというふうに書かれております。という現状、なぜ見通せないのか。どんな問題、障害があって、それはでき得ないのかということもお聞きしたいと思います。

それから、帰還や復興に要する時間から考えるのではなくて、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿を示すのが、この復興まちづくり長期ビジョンだというふうに町長は決定したと書いてあります。そのこれに書かれている長期ビジョンで言う将来の姿とはどんなものなのか、お聞きしたいと思います。

戻りたいと考えている。アンケートの中にもそう書いてあると言っていますが、何としても町に帰りたい。帰ることができる日を待ち続けるという人たちが希望を持てるように、また、まだ判断つかないと言っている人には、判断材料を提供するのが町長の仕事かと私は思っているのですが、また町行政であるというふうに思っているのですが、この判断つかない町民からは町の復興に向けた具体的なビジョンを提示してくださいというふうに言われておりますとここに書かれております。どんなことを町長はそう言っている皆さんに答えるのかということも伺います。それは、いつ示されるのか。

町民の生活再建を支援しつつ、きずなの回復と、町土、町の土地の復旧復興という双葉町役場でなければできないことに重点を置いて取り組む必要があると書かれております。双葉町役場でなければできないというのは、具体的にどういうことなのかを教えてください。

それから、町の復興をめぐっては厳しい、町の復興は厳しいというような現実がありますとも書かれております。私たち町民は、今現在避難生活を余儀なくでなく、強いられているのです。いつまでインフラは言うに及ばず、これからどういうふうに帰還計画というか、帰還するために町に我々が帰るためにどんなことをしていけばいいのかも一つお聞きしたいと思います。

それから、町内の除染と言われておりますが、久しく除染、除染は聞いておりますが、帰還困難区域においては後回しだというふうな話であります、これは基本計画といいますか、町の除染について、町長の考え方がまとめられているとすれば、それが私なりに言う基本計画かも知れませんが、町長の考えが役場でまとめてあれば教えてください。また、そういうものがあるかどうか。

廃炉についての福島県と共有できる監視体制はできておりますかということではありますが、ここにも廃炉のことが書かれておりますが、廃炉を実際にやるのは東京電力だと私は思っております。ですから、これについて株式会社東京電力が廃炉工事をやっていくについて、町行政としてどういうふうな取り組みというか、口出しというか、こういうふうにやってください、こういうことでは放射能物質が飛散しますので、もう少し丁寧にやってくださいとかいうような、そういうようなことが当然出てくると私は思っているのですが、そういうようなことについて町としては多分そのぐらいだと思うのですけれども、そういうのがあれば教えていただきたい。また、そういう基本的なものができているのかどうか。

それから、最後に中間貯蔵施設については、かなり無責任なことがここに書いてあります。と私は思っているのです。この除染土壌の中間貯蔵施設が、今できていけばいいのですけれども、まだその青写真さえ私ら、漫画は見せられましたけれども、どういうものがいつできるのかというようなことはまだ聞かされておられません。そういうときに、仮置きだということで試験輸送などやっております。これらについても、やっぱり双葉町でなければという対応があるように私は思うのですが。

町長、これ中間貯蔵施設が建設されることになりましたのでというような書き出しがあるのですけれども、これもこの長期ビジョンの策定に当たって、町長が決めたのですと書かれているのだけれども、これもやはり試験運び込みにしろ、中間貯蔵施設を双葉町に設置することにしろ、最終的に決め

たのは国からの要請があったとか何かいうものの県と町長なのだね。これは、ちゃんと相談しながら進めていった経緯があるわけですから。ですから、当然双葉町はどう対応していくという町でなければできないことがここにも書かれておりますけれども、あるはずですから、これも教えてください。

以上、10点。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町復興まちづくり長期ビジョンについて。（1）、長期ビジョンとは、何年先までかとのおたかしであります、帰還時期を含め目標時期を明示し、それに向けて復興を進めていくことの重要性は町としても強く認識しておりますが、そのためには放射線量の減衰の見通し、除染やインフラ復旧の見通しなどを踏まえた検討が必要であり、これらは町が単独で検討できる範囲を大きく超えております。

こうした中、長期ビジョンは帰還、復興の見通しが明確になっていない現状において、帰還や復興に要する期間から考えるのではなく、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿を示すものとして策定したものであり、何年先までという具体的な時期を想定した内容とはなっておりません。町といたしまして、今後ともこの長期ビジョンをより具体化させていくためにも、引き続き国に対して帰還時期の早期明示を強く求めていくとともに、復興のスケジュールについても国との協議を加速させてまいります。

次に、（2）、町長は町への帰還はいつごろと想定しているのかとのおたかしであります、早期に帰還時期を明示することの重要性は町としても強く認識しておりますが、先ほども答弁いたしましたとおり、帰還時期を町単独で示すことは困難であります。繰り返しになりますが、町といたしましては今後とも引き続き避難指示を出している国が早期に帰還時期を明示するよう強く求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、（3）、帰還、復興の見通しが明確になっていない現状というが、なぜ見通せないのか。どんな障害があるのかとのおたかしであります、避難指示の解除については、平成23年12月における国の原子力災害対策本部決定により、①、空間線量率の低減、②、インフラや生活関連サービスの復旧と除染作業の十分な進捗、③、県、市町村、住民との十分な協議という要件が示されております。町としては、帰還、復興の時期を見通す上では、こうした国の決定を受け、放射線量の減衰の見通し、除染やインフラ復旧の見通しを踏まえた検討を行う必要がありますので、町単独で判断することは非常に困難であります。町といたしましては、今後とも引き続き帰還時期の早期明示を国に強く求めるとともに、復興のスケジュールについても国との協議を継続して行なってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、（4）、帰還や復興に要する時間から考えるのではなく、何年かかっても実現すべき理想とする双葉町の将来の姿についてのおたかしであります、この長期ビジョンでは町内の線量が低い一定の地域を復旧復興事業を重点的に進める町内復興拠点に位置づけ、そこに新たな産業、雇用の場や

新たな生活の場を創出するとともに、既存市街地の再生を図るなどの取り組みを進めていくこととしております。なお、避難指示解除の見通しが立てられない状況において、これらの取り組みを同時に進めることは困難であるため、まずは避難指示解除準備区域となっている両竹、浜野地区を復興の先駆けと位置づけ、産業、業務機能の集積を優先させ、必要な生活関連サービス等の立地を促していき、その上で公共施設の再整備や住宅団地の整備など、町民の皆様の帰還、定住に向けた環境整備を進めていくことが必要であると考えております。

続いて、(5)、戻りたいと考えている。何としても町に帰りたい。帰ることができる日を待ち続けるという人たちが希望を持てるように、また、まだ判断がつかないという人には判断材料を提供するのが町行政であると思う。判断がつかない町民からは、町の復興に向けた具体的なビジョンの提示が求められていると考えられると記しているが、いつ提示するのかとのおただしであります。この質問の内容は、長期ビジョンの復興まちづくり長期ビジョンの策定に当たってに記載されているものですが、町の復興に向けた将来都市像として、今年3月にこの長期ビジョンを策定し、町民の皆様にお示ししたところであります。なお、現在町民から成る双葉町復興町民委員会において、長期ビジョンのさらなる具体化に向けた議論が進められており、平成28年1月に提言書が取りまとめられる予定となっていることから、提言を踏まえた構想を今年度末には提示してまいりたいと考えております。

続いて、(6)、町民の生活再建を支援しつつ、きずなの回復と町土の復旧復興という双葉町役場でなければならないことに重点を置いて取り組む必要があると書かれているが、具体的にどのようなことかとおただしであります。町の取り組みの理念といたしましては、双葉町復興まちづくり計画（第一次）に示しているとおり、人の復興と町の復興を町が主体となって進め、この2つがそろって初めて双葉町の復興になると考えております。このため、町民の皆様が全国各地に分散避難している状況の中、人の復興に向けた取り組みとして、保健、医療、福祉体制の確保、教育環境の確保、町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築、町からの情報提供の円滑化、充実化などを双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画に沿って進めるとともに、町の復興に向けた取り組みとして、長期ビジョンの具現化に向けた検討を現在進めているところです。

続いて、(7)、町の復興をめぐっては、厳しい現実があるとも記されているが、私たち町民は今現実避難生活を強いられている。いつまで続くのか。帰還意欲の減退、家屋敷の荒廃、インフラは言うに及ばず、これからどう対処すればよいのかとおただしであります。震災から5年近くの月日が流れる中、町民の皆様がいまだに先の見えない避難生活の中で、生活再建の道を見通せず苦しんでおられることについては、町としても承知しております。この長期ビジョンは、ご指摘のようなもろもろの課題を整理し、町の将来像と復興に向けた道のりを示すために策定したものであります。町としましては、今後とも双葉町復興まちづくり計画（第一次）や長期ビジョンに記載された取り組みを進め、町の復興の加速化を確実に進めてまいります。

続いて、(8)、町内除染の基本計画書は作成しているのかとのおただしであります。現在町として除染についての計画は策定しておりませんが、それは双葉町が放射性物質汚染対策特別措置法により除染特別地域に指定されているためであり、国が特別地域内除染実施計画を策定し、除染を実施することとなっております。双葉町においては、平成26年7月に国が特別地域内除染実施計画を策定し、それに基づき避難指示解除準備区域の両竹、浜野地区において、本年5月から本格除染が実施されているところであります。帰還困難区域の除染につきましては、同計画の実施方針により、放射線量の見通し、住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、地元と検討していくと示されており、また平成26年8月に当時の根本復興大臣より出された大熊・双葉ふるさと復興構想により、町の復興拠点として重要な地区や施設等については、帰還困難区域であっても復興に資する観点から優先的に除染を行うこととなっており、町内においても平成25年度にモデル除染、平成26年度からは拠点除染として道路、公共施設などを要望し、除染を実施させているところでありますが、今後は復興まちづくり長期ビジョンの実現に向け、町の復興拠点として重要な地区である双葉駅周辺を皮切りに面的除染を求めていると考えております。

続いて、(9)、廃炉についての福島県と共有できる監視体制はできるかとのおただしであります。廃炉作業の監視体制としましては、福島県が主催する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会に担当課長が構成員となっており、平成24年12月7日に設置以降、これまで38回、今年度は既に8回開催されております。協議会では、専門家と福島県及び関係市町村が会議及び現地調査にて中長期ロードマップ等に基づく取り組み状況等について説明を受け、安全確保に関する事項を確認しているところです。今後も同協議会等を通して福島県と連携し、廃炉作業が安全かつ着実に進むように監視をしてまいります。

会議以外にも、福島県が東京電力株式会社の廃炉に向けた取り組みの監視体制を強化するため、平成26年4月1日から県原子力安全対策課の職員及び原子力専門員を楡葉町に駐在させ、立ち入りによる状況確認やトラブル時の迅速な情報収集を行っており、その伝達を受けております。直近で連携した事例としては、8月2日に福島第一原子力発電所3号機の使用済み燃料プールから燃料交換機を撤去した作業が挙げられます。県の職員が発電所構内で情報収集し、県庁へ報告を行いました。町としましては、担当職員が役場で待機し、県庁から逐次メールにて情報提供を受け、私を含む関係者へ作業の進捗状況の報告を共有したところです。

続いて、(10)、中間貯蔵施設については無責任なことが記されている。除染土壌等の中間貯蔵施設が双葉町に設置されることとなりました。この施設の設置は、町民の帰還意欲にも大きな影響を与えるものと考えられます等と、他人事のように記されている。この長期ビジョンと同じく、町長が決定したことであり、町民の不安を払拭できるような双葉町役場でなければならないような町政についてのおただしであります。昨年11月に公表した住民意向調査では、帰還を判断する上で必要な情報として、中間貯蔵施設と回答した方が47.4%おり、中間貯蔵施設が町民の帰還意欲に影響を与えると考

えられる方が多くいるとの結果が出されております。このことから、長期ビジョンの策定に当たっては、双葉町の復興をめぐる厳しい現実として、家屋、インフラの荒廃、除染、廃炉、中間貯蔵施設など復興に向けた諸問題を記載したところであります。その一方で、町へ帰りたい、町はなくせないという方がいる以上、その思いに応えて町の復興を実現していかなければなりません。

中間貯蔵施設に関しては、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特別な迷惑施設であります。国に対して地権者を初めとする町民に寄り添った対応をとることはもちろん、試験輸送に当たって一時帰宅者等への配慮や使用する町道等の補修等の安全確保を求めるとともに、町としましても影響緩和と交付金を活用した町民生活支援への取り組みを新年度より開始し、双葉町の復興、町への帰還、そして町民の生活再建が決して遅れることのないよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、くしくもきょうで4年9カ月、あしたからは10カ月目に入ります。こういう時期に定例会が開かれておるのです。こういうような質問をすること自体、本意ではないのです。もっと話が希望の持てるというか、安心できる話が町長のほうからどんどん聞かされれば、こんな質問をしている必要もなくなると私は思っているのですが、まだまだ心配で心配で、帰れるのか帰れないのか、じっくり考えてもらっては困るのです。人間やめるかもしれません。もう先祖の霊場にも行き着かないかもしれない。新しく私らの骨が埋められるところを探さなければならないかもわからないです。ですから、できれば先祖の骨と一緒に死後も住みたいというふうに、我がふるさとに思っているのですけれども、ですからこれ町長と質問をごちゃごちゃやっても余り得策ではないというふうに思うのですけれども、やっぱり聞いておかないと安心できないというか、さっぱりこの辺がしないと。ですから、あえて聞いているのですけれども、いっぱいいっぱい質問しましたけれども、要は除染を早くしていただいて、きれいなところをなるべく早くつくっていただく。1カ所重点的につくっても、その中間貯蔵施設の用地と一緒に、その土地に、では希望者が全部行けるのかといったら、これまた人間は意外と欲が深いですから、ここはだめだ、ここは俺のだと言われれば、またそこに行けなくなるわけです。ですから、なるべく双葉町の土地の広範にわたってきれいにしていきたいというようなのが、まず何よりも先だと私は思っている。

飯舘村は独自でやりました。国がやってくれたのではだめですとって、またやって、あそこを通ると袋まだいっぱい置いてあります。ですから、1回やってだめなら2回、2回やってだめなら3回やる。だから、賠償いただいたやつを早くいただいて、そういうものに使うことが、私は原発避難の賠償金だと思っているのですけれども、生活費を下さいではなくて、きれいな土地だったはずが汚されてしまった。それをきれいな土地にするために賠償金は私は使ってほしいと思うのですけれども、当然人間、町民生活していくのも大切なのですけれども、それはそれなりに納得いかない額であるのを賠償していただいている部分もあるわけですから、ですから私はそんなふうに思っているのです。一に除染、二に除染ということで思っているのですけれども、そんな考えで間違っているでしょうか。

ということをお聞きしておきたいと思います。

それから、この前ちょっと町政懇談会の時にちょっと聞いたのですけれども、除染の町としての基本計画をまだつくっておりませんということですが、環境大臣に新しくなられた丸川大臣と町長がお会いした。お会いしたときに、伊澤町長は除染のことをお願いしたというような記事が新聞にあったのですけれども、その中で丸川環境大臣は、町が描く未来の姿を基本にして、順序立てて進めていきたいと言いましたと新聞に載っていたのですけれども、これが本当だとすれば、町長、この町としての除染の基本計画はありませんでなくて、どうしても必要になるのではないかと私は思っているのですけれども。だから、町の考えをやっぱりまとめておくということが一番大切ではないのかというふうに思っているのです。ですから、この辺もないのであれば、早急にと言いたいのですけれども、なかなかできないかな。まず、しっかりしたものが必要になってくる。それがあれば、大臣にこんな町が描く未来の姿を基本にしてなんて、順序立てて進めていきたいなんて、そんなことを言われていることない気がするのだ。ですから、町がこうだからやってください、早くやってくださいと私は言いたいと思うのですけれども、町長はいかがでしょう。

それから、中間貯蔵施設に関して、きのうもちょっと話が出ましたけれども、委員長報告で。私は、やっぱりテスト輸送がもう3月になると終わるのですね、あれ1年という説明があったような気がするのです。ですから、やはりその中でしっかりと何が、先ほども交通事故の話をしていましたけれども、何がしっかり検討しなければならないのか、何をどう対応しなければならないのかということをしつかりと把握した中で、次ということに移って、本格輸送ということに移っていくのでしょうかけれども、本格輸送になるまでどうしても高速道路を使うのであれば、インターができました。アクセス道路、県道井出・長塚線は改良できませんでなくて、やっぱりこれは当然高速道路のインターチェンジが供用開始になるまでは、やはり県道の拡幅改良工事は完了していただかなければならないと私は思っておりますし、きのうも言った288号国道を使うのであれば、工業団地周辺の指定用地に運搬するとすれば、やはり山田・郡山線の未解決のあの旧道、旧国道から288号線の取付、これをやっぱり完了させていただくとともに、富沢橋はもうかけかえ、当然。そんな姿で、そういうふうになし遂げられなければ、本格輸送は受け入れられませんというぐらいに、しっかり町のことも考え、先ほど事故があってはならないし、町の地域安全条例に基づいてもやはり町民の安全は確保しなければならないということからしても、やっぱりそれらをでき上がってから本格輸送に入っていただくと同時に、処理処分施設も完成しなければ、双葉町町内にごみがどんどんたまっていくだけ。持ってくることはいいのですけれども、処理処分していただく。この施設は、やっぱりアクセス道路、インターもでき、山田・郡山線もできた。処理処分も開始できるというときまで、本格輸送は私は、町長、何があっても、とめるまでできなくても、ブレーキはきちっとかけてほしい。やらなければならない、やらざるを得ないというのはわからないわけでもありませんから、でも、はい、どうぞ、はい、どうぞでは、私は理解できない、まだ。というようなことになるので、もう環境整備はちゃんとでき

ました。本格輸送、処理処分に入りましたというのであれば、まあまあ少しは双葉町、汚くなるばかりでなくて、少しは元に戻れるような状況もつくれるのかもしれないので、その辺町長にお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、ご指摘であります町の復興のためには一にも二にも除染、これは私もそれは全く同意見であります。そういったことから、除染の計画をつくっていないのではないかというおたかしもありました。ただ、その辺は先ほどの答弁でもありますように、双葉町が放射性物質汚染対策特別措置法により除染特別地域に指定されているということと、国が特別地域内除染実施計画を策定し、除染を実施するになるということで、まずこの国の責任において除染をしなくてはならないということは、これは明確になっております。そういったことでも、帰還困難区域内の除染というのは基本的に積極的に除染をするというふうな方向性ではありませんでした。ただ、昨年8月、当時の復興大臣であります根本大臣が、大熊・双葉ふるさと復興構想を発表しました。その中で、帰還困難区域であっても復興に資する観点から、地元の自治体、いわゆる双葉町、大熊町と協議をして除染することはやぶさかでないというような書き込みであったと思います。そういったことに関しましては、大熊、双葉両町が当時の根本大臣に直接現地視察をしていただき、現場を見ていただいたことから、一步進んだ取り組みになったのかな。そういうふうなことで、帰還困難区域であっても、大熊町も今現在下野上地区が約90ヘクタール、除染が始まります。そういったことで、町としましても昨日の全員協議会の中でもお話しさせていただきました帰還困難区域の除染を進めていきたい。そういうふうな取り組みを進めていくということでご理解をいただきたいと思います。

あとは、議員からご指摘でありました中間貯蔵施設の本格輸送までの対応、いわゆる復興インターチェンジから井出・長塚線の県道の早期整備、拡幅、狭隘なところもあるということがきちっと改善される状況であること、もう一つは施設内のいろいろ搬入される汚染物質、そういったものを減容化するための施設も同時につくらなくてはならないだろう。あとひとつ、288号線から搬入をしてくるときに、いわゆる山田・郡山線、これはその流れは私も当時議員をやっておりましたので、存じ上げておりますし、そういったことの拡幅と、あの富沢橋、この整備については当然町としても国に交渉していかなくてはならないと感じております。本格輸送に関して、そういった道路網のきちとした整備、環境がきちっと本格搬入をするための対応ができていないのであるならば、本格輸送はきっちりとブレーキをかけて、慎重にやれというご指摘であると私解釈しておりますので、そういったことも十分含めて、町として国と交渉していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 1つ町長にお願いしておきます。

この環境省、福島県、それから町長に出された復命書、これの前全協でいただきました。復命書、

委員の名前は書かれている。実際に職員名が書かれている。表題にもあるのだよ、2人ね。だけれども、中身、なぜこれ書かない。こんな復命書を町長が受け取ること自体がおかしい。

それから、この環境省からの説明があった。どこにも郡山市なんて書かれてない。郡山市、この議長名でいただきました郡山市の除染土壌等にかかわる輸送車両の運行について。これ町長からもらったから、議員に配るよというやつなのですけれども、環境省の職員がいろいろ書かれている。郡山市はちゃんと書いてくださいと言ってください。説明がでたらめだと、町長は嘘つきと言われる。この辺やっぱりしっかりお国からの説明と、我々これ本気にするわけですから、違う嘘つきとなってしまうから。これ3点ばかり、これは別にしづらい答弁ですからいりません。直接だったのは復命書ですけれども。だから、誰が書いたのだから、誰が言ったのだからわかるのですけれども、肝心なところがないということです。

次、東京電力に対する町としての東電に対する損害賠償請求、この前9月議会に町と議会が出した要望書についての回答をいただきましたということですが、何ら進展はなく、何だこれはという感じなのです。実際賠償請求したのは24年3月8日、この日付で多分よろしいのではないかと思いますのですけれども、この前、新聞で各自治体、請求した自治体に賠償があったかどうかというような記事が載っていました。双葉町はゼロ回答です。東京電力はまだそういう段階になっていないということですけれども、これいつまでたてばそんな段階に東京電力はなるのか。これはただ、ただ何回か前の議会での質問をさせていただきましたけれども、やっぱり誠意ある回答とかという話を東京電力本店そのものが言っているように新聞記事には書かれてあるのです。だけれども、賠償の項目が細かくあるとすれば、どれが賠償してもいいとか、一個一個細かく分けた中で決めていく話で進めてもらって、もらえるものからもらって、先ほど私が言いましたけれども、町のため、町民のために使える賠償金であれば、私は早く使いながら復旧、再興の資金としたほうが私はいいような気がするのですけれども、町長はこれからどう進めますか、町の賠償。いつまでも、まだそういう段階には至っておりませんという返事では納得できませんと私らが言うような状況になってしまいますので、これから先の対応を少し聞かせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の事前通告に従いまして答弁をさせていただきます。

3、町の損害賠償請求について、原子力損害賠償に係る意見要望についての東京電力株式会社からの回答についての対処と今後の対応についてのおただしであります。8月28日に開催されました双葉町議会全員協議会での東京電力の原子力損害賠償に係る意見要望についての東京電力からの回答については、納得できるものではありませんでした。また、平成24年3月28日に請求した町有財産（土地・建物）に係る損害賠償については誠意ある回答が得られたとは思っておりません。町有財産の賠償の問題は、町の復興の取り組みを進める上で大きな障害となってくることが懸念されます。今後の対策としては、東京電力から誠意ある回答が得られるよう東京電力、国に対して強く求めていくのは

もちろんのこと、このような状態が続くのであれば、弁護士と相談し、打開策を見出していくことなども検討する必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 先ほども話しました。11月1日付の民報新聞の記事によると、東京電力は具体的な算定基準が策定できた項目から賠償金請求を受け付け、早期支払いに取り組んでいる。それ以外の項目も請求を受け場合は、事情を聞きながら適切に対応している。このような説明をしていますよという記事なのです。

それから、もう一つは、双葉町の192億5,325万円が最も、次いで郡山なのだけれども、これただ金額が多いからいいというものでもなくて、賠償してもらわないとだめなのです。町は、東電からの支払い額ゼロで申立書の提出に向けた弁護士との協議に入ったという記事もあるのですけれども、入ったか入らないか、町長から聞いていないので、わかりませんけれども、また一方、ADRは自治体の賠償にはそぐわないとかという記事もありました。だけれども、やっぱり4年9カ月、10カ月になってもまだ24年からやってもまだ。ただ受け付けただけで、全然検討に入っていないみたいな感じさえ受ける。これは、前の議会の時に町長、条件つけたとかつけないとかというようなことがちらっと言われたか言われなかったか、私よく記憶していないのですけれども、ですからこういうふうな東電からのきれいなルーチンみたいな返事だと、これから廃炉も進んでいくでしょうけれども、町として廃炉に対しての協力体制なんか、何ぼでも信頼関係がゼロ以下になってくると、そんな協力体制なんかできなくなってくるのではないのかなと私心配しているのですよ。ですから、これもなるべく早くらの明くような東電との協議をしていただきたい。やろうとしているけれどもなかなか進まないというのが現状かもしれませんけれども、町長はもうちょっと頑張って、無事一つ入れた感じでやっていただく決意まではどうかわかりませんが、そのぐらいの覚悟があるのかどうかをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の賠償、町としての町有財産の賠償につきましては、平成24年の3月に請求しておりますが、今現在、先ほど議員がご指摘あったような状況であるということは、これ事実であります。一方で、それ以外の人件費等を含めた賠償の手続も今後とっていき、対応していきたいと思っております。ただ、先ほどご指摘ありました廃炉に向けた取り組み云々に関しまして、私常々廃炉と賠償は別ですよということは申し上げているとおりでございます。しかしながら、我々にその迷惑施設を含めたいろいろなものを押しつけておきながら、その誠意ある対応がなされないとするならば、これはいろいろ今後考えていかななくてはならないというのは、これは事実だと思います。そういったことで、東京電力にも廃炉と賠償は別でありながらも、やはり双葉町の現状、現況に沿った賠償の取り組みはしていただきたい。そういうふうに今後強く働きかけていく気持ちでありますし、また賠償の経過につきましては総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 町長に通告書が答弁をいただきたいということで通告しておりますので、説明を総務課長がしたいのであれば、いつでもおおいと声をかけてくれれば聞きます。とりあえず、今まで東京電力とはずっと協力体制はとってきたわけですので、その経過も踏まえて、これからもそういう冷たい態度をとるのであれば、やっぱりそれなりに考えていかなければならない状況に立ち至ってくるという覚悟も一つ持っておいていただきたい。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの谷津田議員の一般質問の中で、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

請求した月日についてであります。答弁では平成24年3月28日に請求したと申し上げましたが、正しくは3月8日ということで訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時15分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 27 年第 4 回双葉町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）午前 9 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 72 号 専決処分の承認について
専決第 7 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 議案第 73 号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 74 号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 75 号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 76 号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 77 号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 78 号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 79 号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の締結について
- 日程第 9 議案第 80 号 平成 27 年度双葉町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 81 号 平成 27 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 82 号 平成 27 年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 83 号 平成 27 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 84 号 平成 27 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 16 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
総 括 参 事	武 内 裕 美 君
秘書広報課長	志 賀 公 夫 君
総 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
復興推進課長	平 岩 邦 弘 君
税 務 課 長	井 戸 川 陽 一 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティ センター 所 長	猪 狩 浩 君
住民生活課長	松 本 信 英 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	橋 本 仁 君
生活支援課長	志 賀 睦 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	山 本 一 弥 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第72号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳出を行います。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号 専決第7号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） この条例の制定ですけれども、マイナンバー制度の導入によるものだと思うのですが、町として個人番号の利用をする以上、さまざまな事務手続、行政の事務手続の効率化を図るために個人の番号を利用することだと思うのですが、町長機関で合わせて18、教育委員会で2つの事務手続に関して要するということですが、町民の個人情報を使うという意味で、町としてはこの条例に対してどのように町民の皆さんに説明をするのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 岩本議員の質問に対しましてご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、個人番号は番号法に利用範囲が規定されておりまして、全ての事務については利用できるものではないということで、今回の条例の制定につきましては役場内、また教育委員会内でどういう事務を取り扱うかということを制定する条例でありまして、それとあと今岩本議員が申されました広報の方法については、広報紙、またタブレット等を利用しまして広報していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） タブレット並びに「広報ふたば」のほうで周知徹底するということでありまして、ただまだマイナンバー制度について理解が不十分なところが町民の皆さんの中であるかと思うのです。町政懇談会の中でも1件ですけれども、マイナンバー制度についてトラブルがないのかというような不安の声なども上がっておりますので、他町村を見るとこの制定の際、住民の皆さんのご意見なども伺っている自治体もあるのですけれども、これからこの制度が普及されるので、町民の皆さんからまた今後ご意見を伺うというのは既にもう遅い点もあるのですが、周知徹底のほうを先ほど総務課長のほうからおっしゃったように、広報紙等で皆さんが安心して自分の情報を町で利活用していただけるような取り組みをしていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第74号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第75号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号 双葉町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第76号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第77号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第78号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第79号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号 常磐自動車道追加インターチェンジ整備に係る協定の締結についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第80号 平成27年度双葉町一般会計補正予算(第4号)を

議題とします。

直ちに説明に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 国庫支出金の減額補正についてお伺いをいたします。

なぜこれだけの金額が減額されるのか。できれば事業内容で進捗率などもお聞かせいただければありがたいです。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問に対しまして、総務課長から説明させます。

○議長(佐々木清一君) 舶来総務課長。

○総務課長(舶来丈夫君) 谷津田議員のご質問に対しまして説明させていただきたいと思います。

国庫支出金の中で一番減額が大きいのは、国庫委託金の民生費国庫委託金、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金ということで1億1,425万6,000円減額しております。これは、福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業のこの事業を活用しまして、事業的には13の事業をやっておりまして、その中で今回9事業ほどの減という形で、失礼いたしました。13事業のほうを実際メニューとして充てておりまして、そのうち今回の減額の対象となったのが9事業ということで、合わせて1億円ほどの減額となっております。

最初、やはり当初予算、これはある程度見込みでやっていまして、実際見積もり合わせ、入札等を行いまして、その結果差額が生じてきたと。あと、今後変更の見込みもないということから、先ほど言いました9事業のほう、そちらについて減額をさせていただいたという形になっております。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 総務課長、その13から9事業に減ったのはわかります。9事業は何ですか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員の再質問に対しまして、総務課長のほうから説明させます。

○議長(佐々木清一君) 舶来総務課長。

○総務課長(舶来丈夫君) それでは、続いて説明させていただきます。

事業が、私のほうで説明が悪かったかもしれませんが、事業自体は13事業やっけていまして、そのうちの9事業で大きな請け差が出ましたので、その部分を減額したということで、その9事業につきましてはまず1つが町道等の除草に関しまして、こちらが1,083万2,000円の減、双葉町内防犯・防災パトロール事業業務委託、こちらのほうが3,473万2,000円の減、一時立ち入りしおり作成業務委託料、こちらが32万5,000円の減、双葉町内防犯・防災総合システム賃借料、こちらのほうが1,059万5,000円の減、双葉町内仮設トイレ維持管理業務委託料、こちらが110万円の減、双葉町内仮設トイレ賃借料が98万5,000円の減、ICTきずな支援システム運用保守委託になりますが、こちらが654万5,000円の減、同じくICTきずな支援システムタブレットの通信料ということで、こちらが4,000万円の減、集まれ！ふたばっ子事業委託、こちらが914万2,000円減で一応9事業で、合わせて1億円ほどの減額となっております。

以上であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この時期、減額補正はよしとしても、当初予算でなぜこれだけの差が出るほどの予算しか組めないのかなのです。今補助金だの委託金だの震災絡みのやつが入ってくるのはいいのですが、ただ、ただこのぐらいたろうというような当てずっぽう的な予算の組み方にしか感じない。あと4カ月残して、もうこれだけの減額の見込みが立つというのは、全くもう少ししっかり積算、見積もりをしていただきたいと思いますけれども、町長、いかがですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったようなことに対しまして、今後なるべく減額補正のないような当初の積算もしっかりとやっていくように努力していきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） これも減額のことなのですけれども、3番の財政管理費の地方公会計に係る財産管理システム構築業務委託料が、全額これ当初から減額されているのですけれども、理由をお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に対しまして、総務課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 舶来総務課長。

○総務課長（舶来丈夫君） 岩本議員の質問に対しましてご説明申し上げます。

3の地方公会計に係る財政管理システム構築業務委託料ですけれども、これは公会計のほうを整備進める上で、管理システム、こちらのほうを導入していこうという考えでありましたが、初めは業者のほうに委託して構築していくという考えでございましたが、国のほうからフリーソフト、こちらの提供を受けまして、そちらの入力で対応できるということで、当初400万円とっておりましたが、全額今回減額させていただくこととしました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これも減額補正の質問です。

2番の老人福祉費、この内容をお知らせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に健康福祉課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 橋本健康福祉課長。

○健康福祉課長（橋本 仁君） 谷津田議員のご質問に説明させていただきます。

こちらの地域密着型サービス等整備助成事業、こちらにつきましては現在進めておりますふたば福祉会のほうのグループホームせんだんの移設費ということで当初計画しておりました。こちらにつきましては9月補正に計上させていただいたものでございました。ところが、その後進捗状況等の遅れ

によりまして、今年度の2月下旬までに入札執行等が難しい状況になったということを福社会のほうから報告をいただきました。それをもとに県のほうと協議をいたしまして、本来ですと27年度、28年度、2カ年の事業ということで進めておったわけなのですが、どうしても間に合わないというふうな結論になったものですから、28年、29年度の事業ということで県と調整いたしまして、今回減額補正とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（「もう一つ」と言う人あり）

○健康福祉課長（橋本 仁君） 失礼いたしました。介護施設等の設置開設準備経費等でございますが、こちらにつきましても現在南台のほうでグループホームせんだんの家が開設しているわけなのですが、こちらのほうを錦町のほうに特老を建設していると、今進めているということで……

（「課長、はっきり聞こえるように説明してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 整理して答弁してください。

○健康福祉課長（橋本 仁君） 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては現在南台のほうに開設しておりますグループホームせんだんの家、こちらを新たに開設いたします錦町のほうに移設するということで、そちらの準備資金ということでの補助金でございました。こちらにつきましても事業が28年、29年度ということで、今回減額補正させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第81号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第82号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第83号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

6番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） このサービス給付費ですけれども、何件何人ぐらいいるのか、教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問に健康福祉課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 橋本健康福祉課長。

○健康福祉課長（橋本 仁君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

現在こちらの対象人数、資料を持ち合わせておりませんので、後でお示ししたいと思います。ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 後ほど資料を提出するということでご理解ください。

ちょっと休議します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

橋本健康福祉課長。

○健康福祉課長（橋本 仁君） 谷津田議員の質問にお答えさせていただきます。

介護サービス費等諸費の増額等でございますが、当初サービス費の算出をしております、当初予算に上げさせております。その金額と、今までの10月等までの利用状況を確認しまして、その中でかなりサービス費が伸びております。今後10月以降の利用状況を今までの平均等を出しまして、そちらの利用状況を加算しまして、今回増額補正とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第84号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長(佐々木清一君) 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時44分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 菅 野 博 紀